A3. 訪問型サービス（独自／定率）サービスコード表

【那覇市生活支援訪問型サービス（訪問型サービスA）　＜9割＞　用】

サービスコード 種類	サービスコード 項目	サービス内容略称	算定項目				給付率	合成単位数	算定単位
A3	1001	訪問型サービスＡⅠ／9割(R3.10.1以降)	イ 生活支援訪問型サービス費（Ⅰ）	事業者対象者・要支援1・2 236単位 ※週1回程度利用が必要な場合（1月の中で全部で4回まで）	1月の中で全部で4回までの生活支援型訪問サービスを行った場合		90%	236	1回につき
		訪問型サービスＡⅠ／9割(R3.4.1～R3.9.30)					90%	237	1回につき
A3	1002	訪問型サービスＡⅠ・同一／9割(R3.10.1以降)			1月の中で全部で4回までの生活支援型訪問サービスを行った場合	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上に総合事業生活援助サービスを行う場合　×90%	90%	212	1回につき
		訪問型サービスＡⅠ・同一／9割(R3.4.1～R3.9.30)					90%	213	1回につき
A3	1004	訪問型サービスＡⅡ／9割(R3.10.1以降)	ロ 生活支援訪問型サービス費（Ⅱ）	事業者対象者・要支援1・2 239単位 ※週2回程度利用が必要な場合（1月の中で全部で8回まで）	1月の中で全部で8回までの生活支援型訪問サービスを行った場合		90%	239	1回につき
		訪問型サービスＡⅡ／9割(R3.4.1～R3.9.30)					90%	240	1回につき
A3	1005	訪問型サービスＡⅡ・同一／9割(R3.10.1以降)			1月の中で全部で8回までの生活支援型訪問サービスを行った場合	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上に総合事業生活援助サービスを行う場合　×90%	90%	215	1回につき
		訪問型サービスＡⅡ・同一／9割(R3.4.1～R3.9.30)					90%	216	1回につき
A3	1007	訪問型サービスＡⅢ／9割(R3.10.1以降)	ハ 生活支援訪問型サービス費（Ⅲ）	事業者対象者・要支援1・2 1,035単位 ※週1回程度利用が必要な場合（1月の中で全部で5回以上）	1月の中で全部で5回以上の生活支援型訪問サービスを行った場合		90%	1,035	1月につき
		訪問型サービスＡⅢ／9割(R3.4.1～R3.9.30)					90%	1,036	1月につき
A3	1008	訪問型サービスＡⅢ・同一／9割			1月の中で全部で5回以上の生活支援型訪問サービスを行った場合	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上に総合事業生活援助サービスを行う場合　×90%	90%	932	1月につき
A3	1010	訪問型サービスＡⅣ／9割(R3.10.1以降)	ニ 生活支援訪問型サービス費（Ⅳ）	事業者対象者・要支援1・2 2,067単位 ※週2回程度利用が必要な場合（1月の中で全部で9回以上）	1月の中で全部で9回以上の生活支援型訪問サービスを行った場合		90%	2,067	1月につき
		訪問型サービスＡⅣ／9割(R3.4.1～R3.9.30)					90%	2,069	1月につき
A3	1011	訪問型サービスＡⅣ・同一／9割(R3.10.1以降)			1月の中で全部で9回以上の生活支援型訪問サービスを行った場合	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上に総合事業生活援助サービスを行う場合　×90%	90%	1,860	1月につき
		訪問型サービスＡⅣ・同一／9割(R3.4.1～R3.9.30)					90%	1,862	1月につき
A3	1021	訪問型サービスＡ初回加算／9割	ホ 初回加算		サービス提供責任者が初回若しくは初回の生活支援訪問型サービスを行った日の属する月に生活支援訪問型サービスを行った場合又は当該指定訪問型サービスA事業所のその他の従事者等が初回若しくは初回の生活支援訪問型サービスを行った日の属する月に生活支援訪問型サービスを行った際にサービス提供責任者が同行した場合		90%	200	1月につき
A3	1031	訪問型サービスＡ処遇改善加算Ⅰ（サービスⅠ）／9割	ヘ（1）介護職員処遇改善加算相当（Ⅰ）	実施単位数の137/1,000程度加算 事業者対象者・要支援1・2 ※週1回程度利用が必要な場合（1月の中で全部で4回まで）			90%	32	1回につき
A3	1032	訪問型サービスＡ処遇改善加算Ⅰ・2（サービスⅠ・同一）／9割			事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上に総合事業生活援助サービスを行う場合 ×90%		90%	29	1回につき
A3	1034	訪問型サービスＡ処遇改善加算Ⅰ・3（サービスⅡ）／9割		実施単位数の137/1,000程度加算 事業者対象者・要支援1・2 ※週2回程度利用が必要な場合（1月の中で全部で8回まで）			90%	33	1回につき
A3	1035	訪問型サービスＡ処遇改善加算Ⅰ・4（サービスⅡ・同一）／9割			事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上に総合事業生活援助サービスを行う場合 ×90%		90%	29	1回につき
		訪問型サービスＡ処遇改善加算Ⅰ・4（サービスⅡ・同一）／9割（R3.4.1～R3.9.30）					90%	30	1回につき
A3	1037	訪問型サービスＡ処遇改善加算Ⅰ・5（サービスⅢ）／9割		実施単位数の137/1,000程度加算 事業者対象者・要支援1・2 ※週1回程度利用が必要な場合（1月の中で全部で5回以上）			90%	142	1月につき
A3	1038	訪問型サービスＡ処遇改善加算Ⅰ・6（サービスⅢ・同一）／9割			事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上に総合事業生活援助サービスを行う場合 ×90%		90%	128	1月につき
A3	1040	訪問型サービスＡ処遇改善加算Ⅰ・7（サービスⅣ）／9割		実施単位数の137/1,000程度加算 事業者対象者・要支援1・2 ※週2回程度利用が必要な場合（1月の中で全部で9回以上）			90%	283	1月につき
A3	1041	訪問型サービスＡ処遇改善加算Ⅰ・8（サービスⅣ・同一）／9割			事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上に総合事業生活援助サービスを行う場合 ×90%		90%	255	1月につき
A3	1051	訪問型サービスＡ処遇改善加算Ⅱ（サービスⅠ）／9割	ヘ（2）介護職員処遇改善加算相当（Ⅱ）	実施単位数の100/1,000程度加算 事業者対象者・要支援1・2 ※週1回程度利用が必要な場合（1月の中で全部で4回まで）			90%	24	1回につき
A3	1052	訪問型サービスＡ処遇改善加算Ⅱ・2（サービスⅠ・同一）／9割			事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上に総合事業生活援助サービスを行う場合 ×90%		90%	21	1回につき
A3	1054	訪問型サービスＡ処遇改善加算Ⅱ・3（サービスⅡ）／9割		実施単位数の100/1,000程度加算 事業者対象者・要支援1・2 ※週2回程度利用が必要な場合（1月の中で全部で8回まで）			90%	24	1回につき
A3	1055	訪問型サービスＡ処遇改善加算Ⅱ・4（サービスⅡ・同一）／9割			事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上に総合事業生活援助サービスを行う場合 ×90%		90%	22	1回につき
A3	1057	訪問型サービスＡ処遇改善加算Ⅱ・5（サービスⅢ）／9割		実施単位数の100/1,000程度加算 事業者対象者・要支援1・2 ※週1回程度利用が必要な場合（1月の中で全部で5回以上）			90%	104	1月につき
A3	1058	訪問型サービスＡ処遇改善加算Ⅱ・6（サービスⅢ・同一）／9割			事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上に総合事業生活援助サービスを行う場合 ×90%		90%	93	1月につき
A3	1060	訪問型サービスＡ処遇改善加算Ⅱ・7（サービスⅣ）／9割		実施単位数の100/1,000程度加算 事業者対象者・要支援1・2 ※週2回程度利用が必要な場合（1月の中で全部で9回以上）			90%	207	1月につき
A3	1061	訪問型サービスＡ処遇改善加算Ⅱ・8（サービスⅣ・同一）／9割			事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上に総合事業生活援助サービスを行う場合 ×90%		90%	186	1月につき
A3	1071	訪問型サービスＡ処遇改善加算Ⅲ（サービスⅠ）／9割	ヘ（3）介護職員処遇改善加算相当（Ⅲ）	実施単位数の55/1,000程度加算 事業者対象者・要支援1・2 ※週1回程度利用が必要な場合（1月の中で全部で4回まで）			90%	13	1回につき
A3	1072	訪問型サービスＡ処遇改善加算Ⅲ・2（サービスⅠ・同一）／9割			事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上に総合事業生活援助サービスを行う場合 ×90%		90%	12	1回につき
A3	1074	訪問型サービスＡ処遇改善加算Ⅲ・3（サービスⅡ）／9割		実施単位数の55/1,000程度加算 事業者対象者・要支援1・2 ※週2回程度利用が必要な場合（1月の中で全部で8回まで）			90%	13	1回につき
A3	1075	訪問型サービスＡ処遇改善加算Ⅲ・4（サービスⅡ・同一）／9割			事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上に総合事業生活援助サービスを行う場合 ×90%		90%	12	1回につき
A3	1077	訪問型サービスＡ処遇改善加算Ⅲ・5（サービスⅢ）／9割		実施単位数の55/1,000程度加算 事業者対象者・要支援1・2 ※週1回程度利用が必要な場合（1月の中で全部で5回以上）			90%	57	1月につき
A3	1078	訪問型サービスＡ処遇改善加算Ⅲ・6（サービスⅢ・同一）／9割			事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上に総合事業生活援助サービスを行う場合 ×90%		90%	51	1月につき
A3	1080	訪問型サービスＡ処遇改善加算Ⅲ・7（サービスⅣ）／9割		実施単位数の55/1,000程度加算 事業者対象者・要支援1・2 ※週2回程度利用が必要な場合（1月の中で全部で9回以上）			90%	114	1月につき
A3	1081	訪問型サービスＡ処遇改善加算Ⅲ・8（サービスⅣ・同一）／9割			事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上に総合事業生活援助サービスを行う場合 ×90%		90%	102	1月につき
A3	1131	処遇改善加算Ⅰ（初回加算分）／9割	ヘ 介護職員処遇改善加算相当（初回加算分）	（1）介護職員処遇改善加算相当Ⅰ（初回加算分）	初回加算単位数の137/1,000加算		90%	27	1月につき
A3	1132	処遇改善加算Ⅱ（初回加算分）／9割		（2）介護職員処遇改善加算相当Ⅱ（初回加算分）	初回加算単位数の100/1,000加算		90%	20	1月につき
A3	1133	処遇改善加算Ⅲ（初回加算分）／9割		（3）介護職員処遇改善加算相当Ⅲ（初回加算分）	初回加算単位数の55/1,000加算		90%	11	1月につき
A3	1141	訪問介護員従事加算Ⅰ（サービスⅠ）／9割	ト 那覇市独自専門職従事加算 ※実施単位数へ算定はしない	（1）市独自専門職従事加算Ⅰ	1月の中で全部で4回までの生活支援型訪問サービスを**訪問介護員**が行った場合		90%	10	1回につき
A3	1142	訪問介護員従事加算Ⅱ（サービスⅡ）／9割		（2）市独自専門職従事加算Ⅱ	1月の中で全部で8回までの生活支援型訪問サービスを**訪問介護員**が行った場合		90%	10	1回につき
A3	1143	訪問介護員従事加算Ⅲ（サービスⅢ）／9割		（3）市独自専門職従事加算Ⅲ	1月の中で全部で5回以上の生活支援型訪問サービスを**訪問介護員**が行った場合		90%	50	1月につき
A3	1144	訪問介護員従事加算Ⅳ（サービスⅣ）／9割		（4）市独自専門職従事加算Ⅳ	1月の中で全部で9回以上までの生活支援型訪問サービスを**訪問介護員**が行った場合		90%	100	1月につき

A3. 訪問型サービス（独自／定率）サービスコード表

【那覇市生活支援訪問型サービス（訪問型サービスA）　＜8割＞　用】

サービスコード 種類	サービスコード 項目	サービス内容略称	算定項目				給付率	合成単位数	算定単位
A3	1201	訪問型サービスAⅠ／8割（R3.10.1以降）	イ 生活支援訪問型サービス費（Ⅰ）	事業者対象者・要支援1・2 236単位 ※週1回程度利用が必要な場合 （1月の中で全部で4回まで）	1月の中で全部で4回までの生活支援型訪問サービスを行った場合		80%	236	1回につき
		訪問型サービスAⅠ／8割（R3.4.1～R3.9.30）					80%	237	1回につき
A3	1202	訪問型サービスAⅠ・同一／8割（R3.10.1以降）			1月の中で全部で4回までの生活支援型訪問サービスを行った場合	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上に総合事業生活援助サービスを行う場合　×90%	80%	212	1回につき
		訪問型サービスAⅠ・同一／8割（R3.4.1～R3.9.30）					80%	213	1回につき
A3	1204	訪問型サービスAⅡ／8割（R3.10.1以降）	ロ 生活支援訪問型サービス費（Ⅱ）	事業者対象者・要支援1・2 239単位 ※週2回程度利用が必要な場合 （1月の中で全部で8回まで）	1月の中で全部で8回までの生活支援型訪問サービスを行った場合		80%	239	1回につき
		訪問型サービスAⅡ／8割（R3.4.1～R3.9.30）					80%	240	1回につき
A3	1205	訪問型サービスAⅡ・同一／8割（R3.10.1以降）			1月の中で全部で8回までの生活支援型訪問サービスを行った場合	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上に総合事業生活援助サービスを行う場合　×90%	80%	215	1回につき
		訪問型サービスAⅡ・同一／8割（R3.4.1～R3.9.30）					80%	216	1回につき
A3	1207	訪問型サービスAⅢ／8割（R3.10.1以降）	ハ 生活支援訪問型サービス費（Ⅲ）	事業者対象者・要支援1・2 1,035単位 ※週1回程度利用が必要な場合 （1月の中で全部で5回以上）	1月の中で全部で5回以上の生活支援型訪問サービスを行った場合		80%	1,035	1月につき
		訪問型サービスAⅢ／8割（R3.4.1～R3.9.30）					80%	1,036	1月につき
A3	1208	訪問型サービスAⅢ・同一／8割			1月の中で全部で5回以上の生活支援型訪問サービスを行った場合	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上に総合事業生活援助サービスを行う場合　×90%	80%	932	1月につき
A3	1210	訪問型サービスAⅣ／8割（R3.10.1以降）	ニ 生活支援訪問型サービス費（Ⅳ）	事業者対象者・要支援1・2 2,067単位 ※週2回程度利用が必要な場合 （1月の中で全部で9回以上）	1月の中で全部で9回以上の生活支援型訪問サービスを行った場合		80%	2,067	1月につき
		訪問型サービスAⅣ／8割（R3.4.1～R3.9.30）					80%	2,069	1月につき
A3	1211	訪問型サービスAⅣ・同一／8割（R3.10.1以降）			1月の中で全部で9回以上の生活支援型訪問サービスを行った場合	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上に総合事業生活援助サービスを行う場合　×90%	80%	1,860	1月につき
		訪問型サービスAⅣ・同一／8割（R3.4.1～R3.9.30）					80%	1,862	1月につき
A3	1221	訪問型サービスA初回加算／8割	ホ 初回加算		サービス提供責任者が初回若しくは初回の生活支援訪問型サービスを行った日の属する月に生活支援訪問型サービスを行った場合又は当該指定訪問型サービスA事業所のその他の従事者等が初回若しくは初回の生活支援訪問型サービスを行った日の属する月に生活支援訪問型サービスを行った際にサービス提供責任者が同行した場合		80%	200	1月につき
A3	1231	訪問型サービスA処遇改善加算Ⅰ（サービスⅠ）／8割	ヘ （1）介護職員処遇改善加算相当（Ⅰ）	実施単位数の137/1,000程度加算 事業者対象者・要支援1・2 ※週1回程度利用が必要な場合 （1月の中で全部で4回まで）			80%	32	1回につき
A3	1232	訪問型サービスA処遇改善加算Ⅰ・2（サービスⅠ・同一）／8割			事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上に総合事業生活援助サービスを行う場合 ×90%		80%	29	1回につき
A3	1234	訪問型サービスA処遇改善加算Ⅰ・3（サービスⅡ）／8割		実施単位数の137/1,000程度加算 事業者対象者・要支援1・2 ※週2回程度利用が必要な場合 （1月の中で全部で8回まで）			80%	33	1回につき
A3	1235	訪問型サービスA処遇改善加算Ⅰ・4（サービスⅡ・同一）／8割			事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上に総合事業生活援助サービスを行う場合 ×90%		80%	29	1回につき
		訪問型サービスA処遇改善加算Ⅰ・4（サービスⅡ・同一）／8割（R3.4.1～R3.9.30）					90%	30	1回につき
A3	1237	訪問型サービスA処遇改善加算Ⅰ・5（サービスⅢ）／8割		実施単位数の137/1,000程度加算 事業者対象者・要支援1・2 ※週1回程度利用が必要な場合 （1月の中で全部で5回以上）			80%	142	1月につき
A3	1238	訪問型サービスA処遇改善加算Ⅰ・6（サービスⅢ・同一）／8割			事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上に総合事業生活援助サービスを行う場合 ×90%		80%	128	1月につき
A3	1240	訪問型サービスA処遇改善加算Ⅰ・7（サービスⅣ）／8割		実施単位数の137/1,000程度加算 事業者対象者・要支援1・2 ※週2回程度利用が必要な場合 （1月の中で全部で9回以上）			80%	283	1月につき
A3	1241	訪問型サービスA処遇改善加算Ⅰ・8（サービスⅣ・同一）／8割			事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上に総合事業生活援助サービスを行う場合 ×90%		80%	255	1月につき
A3	1251	訪問型サービスA処遇改善加算Ⅱ（サービスⅠ）／8割	ヘ （2）介護職員処遇改善加算相当（Ⅱ）	実施単位数の100/1,000程度加算 事業者対象者・要支援1・2 ※週1回程度利用が必要な場合 （1月の中で全部で4回まで）			80%	24	1回につき
A3	1252	訪問型サービスA処遇改善加算Ⅱ・2（サービスⅠ・同一）／8割			事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上に総合事業生活援助サービスを行う場合 ×90%		80%	21	1回につき
A3	1254	訪問型サービスA処遇改善加算Ⅱ・3（サービスⅡ）／8割		実施単位数の100/1,000程度加算 事業者対象者・要支援1・2 ※週2回程度利用が必要な場合 （1月の中で全部で8回まで）			80%	24	1回につき
A3	1255	訪問型サービスA処遇改善加算Ⅱ・4（サービスⅡ・同一）／8割			事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上に総合事業生活援助サービスを行う場合 ×90%		80%	22	1回につき
A3	1257	訪問型サービスA処遇改善加算Ⅱ・5（サービスⅢ）／8割		実施単位数の100/1,000程度加算 事業者対象者・要支援1・2 ※週1回程度利用が必要な場合 （1月の中で全部で5回以上）			80%	104	1月につき
A3	1258	訪問型サービスA処遇改善加算Ⅱ・6（サービスⅢ・同一）／8割			事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上に総合事業生活援助サービスを行う場合 ×90%		80%	93	1月につき
A3	1260	訪問型サービスA処遇改善加算Ⅱ・7（サービスⅣ）／8割		実施単位数の100/1,000程度加算 事業者対象者・要支援1・2 ※週2回程度利用が必要な場合 （1月の中で全部で9回以上）			80%	207	1月につき
A3	1261	訪問型サービスA処遇改善加算Ⅱ・8（サービスⅣ・同一）／8割			事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上に総合事業生活援助サービスを行う場合 ×90%		80%	186	1月につき
A3	1271	訪問型サービスA処遇改善加算Ⅲ（サービスⅠ）／8割	ヘ （3）介護職員処遇改善加算相当（Ⅲ）	実施単位数の55/1,000程度加算 事業者対象者・要支援1・2 ※週1回程度利用が必要な場合 （1月の中で全部で4回まで）			80%	13	1回につき
A3	1272	訪問型サービスA処遇改善加算Ⅲ・2（サービスⅠ・同一）／8割			事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上に総合事業生活援助サービスを行う場合 ×90%		80%	12	1回につき
A3	1274	訪問型サービスA処遇改善加算Ⅲ・3（サービスⅡ）／8割		実施単位数の55/1,000程度加算 事業者対象者・要支援1・2 ※週2回程度利用が必要な場合 （1月の中で全部で8回まで）			80%	13	1回につき
A3	1275	訪問型サービスA処遇改善加算Ⅲ・4（サービスⅡ・同一）／8割			事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上に総合事業生活援助サービスを行う場合 ×90%		80%	12	1回につき
A3	1277	訪問型サービスA処遇改善加算Ⅲ・5（サービスⅢ）／8割		実施単位数の55/1,000程度加算 事業者対象者・要支援1・2 ※週1回程度利用が必要な場合 （1月の中で全部で5回以上）			80%	57	1月につき
A3	1278	訪問型サービスA処遇改善加算Ⅲ・6（サービスⅢ・同一）／8割			事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上に総合事業生活援助サービスを行う場合 ×90%		80%	51	1月につき
A3	1280	訪問型サービスA処遇改善加算Ⅲ・7（サービスⅣ）／8割		実施単位数の55/1,000程度加算 事業者対象者・要支援1・2 ※週2回程度利用が必要な場合 （1月の中で全部で9回以上）			80%	114	1月につき
A3	1281	訪問型サービスA処遇改善加算Ⅲ・8（サービスⅣ・同一）／8割			事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上に総合事業生活援助サービスを行う場合 ×90%		80%	102	1月につき
A3	1331	処遇改善加算Ⅰ（初回加算分）／8割	ヘ 介護職員処遇改善加算相当（初回加算分）	（1）介護職員処遇改善加算相当Ⅰ（初回加算分）	初回加算単位数の137/1,000加算		80%	27	1月につき
A3	1332	処遇改善加算Ⅱ（初回加算分）／8割		（2）介護職員処遇改善加算相当Ⅱ（初回加算分）	初回加算単位数の100/1,000加算		80%	20	1月につき
A3	1333	処遇改善加算Ⅲ（初回加算分）／8割		（3）介護職員処遇改善加算相当Ⅲ（初回加算分）	初回加算単位数の55/1,000加算		80%	11	1月につき
A3	1341	訪問介護員従事加算Ⅰ（サービスⅠ）／8割	ト 那覇市独自専門職従事加算 ※実施単位数ヘ算定はしない	（1）市独自専門職従事加算Ⅰ	1月の中で全部で4回までの生活支援型訪問サービスを**訪問介護員**が行った場合		80%	10	1回につき
A3	1342	訪問介護員従事加算Ⅱ（サービスⅡ）／8割		（2）市独自専門職従事加算Ⅱ	1月の中で全部で8回までの生活支援型訪問サービスを**訪問介護員**が行った場合		80%	10	1回につき
A3	1343	訪問介護員従事加算Ⅲ（サービスⅢ）／8割		（3）市独自専門職従事加算Ⅲ	1月の中で全部で5回以上の生活支援型訪問サービスを**訪問介護員**が行った場合		80%	50	1月につき
A3	1344	訪問介護員従事加算Ⅳ（サービスⅣ）／8割		（4）市独自専門職従事加算Ⅳ	1月の中で全部で9回以上までの生活支援型訪問サービスを**訪問介護員**が行った場合		80%	100	1月につき

A3. 訪問型サービス（独自／定率）サービスコード表

【那覇市生活支援訪問型サービス（訪問型サービスA）　＜7割＞　用】

サービスコード 種類	サービスコード 項目	サービス内容略称	算定項目				給付率	合成単位数	算定単位
A3	1401	訪問型サービスAⅠ／7割（R3.10.1以降）	イ 生活支援訪問型サービス費（Ⅰ）	事業者対象者・要支援1・2 236単位 ※週1回程度利用が必要な場合 （1月の中で全部で4回まで）	1月の中で全部で4回までの生活支援型訪問サービスを行った場合		70%	239	1回につき
		訪問型サービスAⅠ／7割（R3.4.1～R3.9.30）					70%	237	1回につき
A3	1402	訪問型サービスAⅠ・同一／7割（R3.10.1以降）			1月の中で全部で4回までの生活支援型訪問サービスを行った場合	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上に総合事業生活援助サービスを行う場合　×90%	70%	212	1回につき
		訪問型サービスAⅠ・同一／7割（R3.4.1～R3.9.30）					70%	213	1回につき
A3	1404	訪問型サービスAⅡ／7割（R3.10.1以降）	ロ 生活支援訪問型サービス費（Ⅱ）	事業者対象者・要支援1・2 239単位 ※週2回程度利用が必要な場合 （1月の中で全部で8回まで）	1月の中で全部で8回までの生活支援型訪問サービスを行った場合		70%	239	1回につき
		訪問型サービスAⅡ／7割（R3.4.1～R3.9.30）					70%	240	1回につき
A3	1405	訪問型サービスAⅡ・同一／7割（R3.10.1以降）			1月の中で全部で8回までの生活支援型訪問サービスを行った場合	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上に総合事業生活援助サービスを行う場合　×90%	70%	215	1回につき
		訪問型サービスAⅡ・同一／7割（R3.4.1～R3.9.30）					70%	216	1回につき
A3	1407	訪問型サービスAⅢ／7割（R3.10.1以降）	ハ 生活支援訪問型サービス費（Ⅲ）	事業者対象者・要支援1・2 1,035単位 ※週1回程度利用が必要な場合 （1月の中で全部で5回以上）	1月の中で全部で5回以上の生活支援型訪問サービスを行った場合		70%	1,035	1月につき
		訪問型サービスAⅢ／7割（R3.4.1～R3.9.30）					70%	1,036	1月につき
A3	1408	訪問型サービスAⅢ・同一／7割			1月の中で全部で5回以上の生活支援型訪問サービスを行った場合	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上に総合事業生活援助サービスを行う場合　×90%	70%	932	1月につき
A3	1410	訪問型サービスAⅣ／7割（R3.10.1以降）	ニ 生活支援訪問型サービス費（Ⅳ）	事業者対象者・要支援1・2 2,067単位 ※週2回程度利用が必要な場合 （1月の中で全部で9回以上）	1月の中で全部で9回以上の生活支援型訪問サービスを行った場合		70%	2,067	1月につき
		訪問型サービスAⅣ／7割（R3.4.1～R3.9.30）					70%	2,069	1月につき
A3	1411	訪問型サービスAⅣ・同一／7割（R3.10.1以降）			1月の中で全部で9回以上の生活支援型訪問サービスを行った場合	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上に総合事業生活援助サービスを行う場合　×90%	70%	1,860	1月につき
		訪問型サービスAⅣ・同一／7割（R3.4.1～R3.9.30）					70%	1,862	1月につき
A3	1421	訪問型サービスA初回加算／7割	ホ 初回加算		サービス提供責任者が初回若しくは初回の生活支援訪問型サービスを行った日の属する月に生活支援訪問型サービスを行った場合又は当該指定訪問型サービスA事業所のその他の従事者等が初回若しくは初回の生活支援訪問型サービスを行った日の属する月に生活支援訪問型サービスを行った際にサービス提供責任者が同行した場合		70%	200	1月につき
A3	1431	訪問型サービスA処遇改善加算Ⅰ（サービスⅠ）／7割	ヘ （1）介護職員処遇改善加算相当（Ⅰ）	実施単位数の137/1,000程度加算 事業者対象者・要支援1・2 ※週1回程度利用が必要な場合 （1月の中で全部で4回まで）			70%	32	1回につき
A3	1432	訪問型サービスA処遇改善加算Ⅰ・2（サービスⅠ・同一）／7割			事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上に総合事業生活援助サービスを行う場合　×90%		70%	29	1回につき
A3	1434	訪問型サービスA処遇改善加算Ⅰ・3（サービスⅡ）／7割		実施単位数の137/1,000程度加算 事業者対象者・要支援1・2 ※週2回程度利用が必要な場合 （1月の中で全部で8回まで）			70%	33	1回につき
A3	1435	訪問型サービスA処遇改善加算Ⅰ・4（サービスⅡ・同一）／7割			事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上に総合事業生活援助サービスを行う場合　×90%		70%	29	1回につき
		訪問型サービスA処遇改善加算Ⅰ・4（サービスⅡ・同一）／7割（R3.4.1～R3.9.30）					90%	30	1回につき
A3	1437	訪問型サービスA処遇改善加算Ⅰ・5（サービスⅢ）／7割		実施単位数の137/1,000程度加算 事業者対象者・要支援1・2 ※週1回程度利用が必要な場合 （1月の中で全部で5回以上）			70%	142	1月につき
A3	1438	訪問型サービスA処遇改善加算Ⅰ・6（サービスⅢ・同一）／7割			事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上に総合事業生活援助サービスを行う場合　×90%		70%	128	1月につき
A3	1440	訪問型サービスA処遇改善加算Ⅰ・7（サービスⅣ）／7割		実施単位数の137/1,000程度加算 事業者対象者・要支援1・2 ※週2回程度利用が必要な場合 （1月の中で全部で9回以上）			70%	283	1月につき
A3	1441	訪問型サービスA処遇改善加算Ⅰ・8（サービスⅣ・同一）／7割			事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上に総合事業生活援助サービスを行う場合　×90%		70%	255	1月につき
A3	1451	訪問型サービスA処遇改善加算Ⅱ（サービスⅠ）／7割	ヘ （2）介護職員処遇改善加算相当（Ⅱ）	実施単位数の100/1,000程度加算 事業者対象者・要支援1・2 ※週1回程度利用が必要な場合 （1月の中で全部で4回まで）			70%	24	1回につき
A3	1452	訪問型サービスA処遇改善加算Ⅱ・2（サービスⅠ・同一）／7割			事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上に総合事業生活援助サービスを行う場合　×90%		70%	21	1回につき
A3	1454	訪問型サービスA処遇改善加算Ⅱ・3（サービスⅡ）／7割		実施単位数の100/1,000程度加算 事業者対象者・要支援1・2 ※週2回程度利用が必要な場合 （1月の中で全部で8回まで）			70%	24	1回につき
A3	1455	訪問型サービスA処遇改善加算Ⅱ・4（サービスⅡ・同一）／7割			事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上に総合事業生活援助サービスを行う場合　×90%		70%	22	1回につき
A3	1457	訪問型サービスA処遇改善加算Ⅱ・5（サービスⅢ）／7割		実施単位数の100/1,000程度加算 事業者対象者・要支援1・2 ※週1回程度利用が必要な場合 （1月の中で全部で5回以上）			70%	104	1月につき
A3	1458	訪問型サービスA処遇改善加算Ⅱ・6（サービスⅢ・同一）／7割			事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上に総合事業生活援助サービスを行う場合　×90%		70%	93	1月につき
A3	1460	訪問型サービスA処遇改善加算Ⅱ・7（サービスⅣ）／7割		実施単位数の100/1,000程度加算 事業者対象者・要支援1・2 ※週2回程度利用が必要な場合 （1月の中で全部で9回以上）			70%	207	1月につき
A3	1461	訪問型サービスA処遇改善加算Ⅱ・8（サービスⅣ・同一）／7割			事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上に総合事業生活援助サービスを行う場合　×90%		70%	186	1月につき
A3	1471	訪問型サービスA処遇改善加算Ⅲ（サービスⅠ）／7割	ヘ （3）介護職員処遇改善加算相当（Ⅲ）	実施単位数の55/1,000程度加算 事業者対象者・要支援1・2 ※週1回程度利用が必要な場合 （1月の中で全部で4回まで）			70%	13	1回につき
A3	1472	訪問型サービスA処遇改善加算Ⅲ・2（サービスⅠ・同一）／7割			事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上に総合事業生活援助サービスを行う場合　×90%		70%	12	1回につき
A3	1474	訪問型サービスA処遇改善加算Ⅲ・3（サービスⅡ）／7割		実施単位数の55/1,000程度加算 事業者対象者・要支援1・2 ※週2回程度利用が必要な場合 （1月の中で全部で8回まで）			70%	13	1回につき
A3	1475	訪問型サービスA処遇改善加算Ⅲ・4（サービスⅡ・同一）／7割			事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上に総合事業生活援助サービスを行う場合　×90%		70%	12	1回につき
A3	1477	訪問型サービスA処遇改善加算Ⅲ・5（サービスⅢ）／7割		実施単位数の55/1,000程度加算 事業者対象者・要支援1・2 ※週1回程度利用が必要な場合 （1月の中で全部で5回以上）			70%	57	1月につき
A3	1478	訪問型サービスA処遇改善加算Ⅲ・6（サービスⅢ・同一）／7割			事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上に総合事業生活援助サービスを行う場合　×90%		70%	51	1月につき
A3	1480	訪問型サービスA処遇改善加算Ⅲ・7（サービスⅣ）／7割		実施単位数の55/1,000程度加算 事業者対象者・要支援1・2 ※週2回程度利用が必要な場合 （1月の中で全部で9回以上）			70%	114	1月につき
A3	1481	訪問型サービスA処遇改善加算Ⅲ・8（サービスⅣ・同一）／7割			事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上に総合事業生活援助サービスを行う場合　×90%		70%	102	1月につき
A3	1531	処遇改善加算Ⅰ（初回加算分）／7割	ヘ 介護職員処遇改善加算相当（初回加算分）	（1）介護職員処遇改善加算相当Ⅰ（初回加算分）	初回加算単位数の137/1,000加算		70%	27	1月につき
A3	1532	処遇改善加算Ⅱ（初回加算分）／7割		（2）介護職員処遇改善加算相当Ⅱ（初回加算分）	初回加算単位数の100/1,000加算		70%	20	1月につき
A3	1533	処遇改善加算Ⅲ（初回加算分）／7割		（3）介護職員処遇改善加算相当Ⅲ（初回加算分）	初回加算単位数の55/1,000加算		70%	11	1月につき
A3	1541	訪問介護員従事加算Ⅰ（サービスⅠ）／7割	ト 那覇市独自専門職従事加算 ※実施単位数ヘ算定はしない	（1）市独自専門職従事加算Ⅰ	1月の中で全部で4回までの生活支援型訪問サービスを**訪問介護員**が行った場合		70%	10	1回につき
A3	1542	訪問介護員従事加算Ⅱ（サービスⅡ）／7割		（2）市独自専門職従事加算Ⅱ	1月の中で全部で8回までの生活支援型訪問サービスを**訪問介護員**が行った場合		70%	10	1回につき
A3	1543	訪問介護員従事加算Ⅲ（サービスⅢ）／7割		（3）市独自専門職従事加算Ⅲ	1月の中で全部で5回以上の生活支援型訪問サービスを**訪問介護員**が行った場合		70%	50	1月につき
A3	1544	訪問介護員従事加算Ⅳ（サービスⅣ）／7割		（4）市独自専門職従事加算Ⅳ	1月の中で全部で9回以上までの生活支援型訪問サービスを**訪問介護員**が行った場合		70%	100	1月につき